

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(* 受付印)



(*) 該当箇所に□して下さい

政治団体の区分

- ☒ 政党の支部
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- ☐ 全国（2都道府県以上） ☒ 神奈川県内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類

(現職 ・ 候補者等)
資金管理団体の届出
をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規制法第19条の7
第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規制法第19条の7
第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体
公職の候補者氏名
青柳 陽一郎
公職種類
衆議院議員
(現職)

(*) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(*) 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入。

(*) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 6 年 1 月 1 日から
令和 6 年 2 月 29 日まで

(*) 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入。

(ふ り が な) りっけんみんしゅとうかながわけんだいじゅっくそうしふ

1 政治団体の名称 立憲民主党神奈川県第10区総支部

2 主たる事務所の所在地 横浜市中区相生町4-69-2F

3 代表者の氏名 青柳 陽一郎

4 会計責任者の氏名 市川 佳子

事務担当者の氏名 安蒜 一浩

連絡先(電話番号) (045) 226 - 2377

* この部分は何も記入しないでください。

	団体コード	受理台帳番号	受付者	区分	処理
*		政党		N	
		全国		G	
		その他		(K)	

5

政334 10023 村 K

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

ア 収入の総括表 (7) + (イ)	01	0
(7) 前年度からの繰越額	02	0
(イ) 本年度の収入額	03	0
イ 支出総額	04	0
ウ 翌年への繰越額 (ア－イ)	05	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	06	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) .	07	0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く) 区 分		金 額	備 考
(7) 個人からの寄付	08	0	
(うち特定の寄附)	09	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	11	0	
小 計 (7) + (イ) + (ウ) 1	12	0	
(寄附のうちあっせんによるもの)	13	0	
イ 政党匿名寄附	14	0	
合 計 (ア+イ)	15	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☒して下さい。 (注) ☐が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 1 日

政治団体の名称

立憲民主党神奈川県第10区総支部

会計責任者の氏名

市川 佳子



代表者の氏名

(解散時のみ) 青柳 陽一郎



政治資金監査報告書

令和6年3月1日

立憲民主党神奈川県第10区総支部

代表 青柳 陽一郎 殿

登録政治資金監査人 
第2367号

研修修了年月日 平成21年7月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党神奈川県第10区総支部の令和6年1月1日から令和6年2月29日までの法第17条第1項に規定する「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）」について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党神奈川県第10区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党神奈川県第10区総支部に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書等は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党神奈川県第10区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、立憲民主党神奈川県第10区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上